

NEW

# 在英日経企業のための ローカルスタッフ人事ハンドブック特別版 英国雇用法最新レポート 2015

UK Flash Report 2015  
UK HR Regulatory Updates for Japanese Companies in the UK

この1冊で  
英国雇用法の  
主な改正点をすべて把握

(目次は裏面をご覧ください)

## ローカルスタッフ人事ハンドブック特別版 英国雇用法最新レポート 2015のご紹介

ユーロジャパンセンターでは、在欧日系企業の支援を目的として、『ローカルスタッフ人事ハンドブック』（英国版・ドイツ版）を1997年より発行し、多くの皆様からご好評をいただいております。

2013年に英国版を更新しましたが、英国の雇用法はその後過去2年間で、いくつかの改正がありました。特にレッド・テープ・チャレンジといわれる、規制・手続きの簡素化への取り組みにより、雇用主にとって最も負担が大きいと見なされている規則の削減・簡素化が進められていました。その一方で、従業員の保護強化や労働条件の改善に向け、雇用主に取り組みを求める新たな措置も導入されました。また、雇用審判所と斡旋手続きに関しては、労使紛争を訴訟手続きではなく斡旋を通じて解決すべく、大幅な変更がなされました。

この特別版では、これまでの主な改正点を項目別に整理するとともに、今後見込まれる改正点や将来的にあり得る改正点を漏れなく紹介しています。手元におく参考書として、人事マネジメントにお役立て頂ければ幸いです。

● 今回の特別版では、次のような新しい情報を網羅しています。

### - 主な改正点 -

- 平等・非差別
- 移民のルール変更  
(英国レベル、EUレベル)
- 賃金、報酬、ベネフィット
- 年金制度
- 情報開示
- 雇用上の地位
- 雇用条件
- 事業譲渡・雇用保護
- 斡旋と和解合意
- 雇用審判所と罰金
- 企業への免除・控除

御社の英国における人事マネージメントに有効活用できると思います。  
どうぞご購入をご検討ください。

# 在英日経企業のための ローカルスタッフ人事ハンドブック特別版: 英国雇用法最新レポート 2015

## 目次

### 第1部: 英国雇用法の改正

1. 平等・非差別
  - 1.1 2010年平等法の第三者ハラスメント規定の廃止
  - 1.2 2010年平等法の差別に関するアンケート規定の廃止
2. 移民ルールの変更
  - 2.1 ティア1(卒業後起業家) - ティア2(一般)への切り替え
  - 2.2 ティア2(一般) - 株式保有制限
  - 2.3 ティア2(企業内転勤) - 英語力の要件
  - 2.4 ティア4(学生) - ティア5での企業インターンシップへの応募
  - 2.5 ティア5(ユース・モビリティ・スキーム): 香港の追加
  - 2.6 商用ビザの規定変更
  - 2.7 永住権申請の規定変更
  - 2.8 書類形式・手続きの変更
  - 2.9 家族・被扶養者に関する規定変更
3. EUの移民ルール変更
  - 3.1 ブルガリア人およびルーマニア人への暫定的な雇用制限の解除
  - 3.2 クロアチアのEU加盟とクロアチア人への暫定的な雇用制限
4. 賃金・報酬、その他のベネフィット
  - 4.1 全国最低賃金の引き上げ
  - 4.2 自主的生活賃金の引き上げ
  - 4.3 法定出産/父親/養子縁組給付の引き上げ
  - 4.4 法定疾病給付の引き上げ、パーセンテージ境界制度の廃止
5. 年金制度
  - 5.1 導入が進められている年金自動加入制度
  - 5.2 年金自動加入制度の規定の最新情報
6. 情報開示
  - 6.1 消滅前科開示の規定変更
7. 雇用上の地位
  - 7.1 従業員株主の地位の導入
8. 雇用条件
  - 8.1 柔軟な勤務体制を要請する権利の拡大

9. 事業譲渡・雇用保護(TUPE)
    - 9.1 サービス規定変更へのTUPEの適用
    - 9.2 TUPEに基づく雇用契約の変更
    - 9.3 解雇・余剰人員整理
    - 9.4 従業員情報
    - 9.5 情報提供・協議(I&C)に関する従業員の権利
  10. 斡旋と和解合意
    - 10.1 ACASの早期斡旋
    - 10.2 和解合意
  11. 雇用審判所と罰金
    - 11.1 雇用審判所の手続き・費用の簡素化
    - 11.2 雇用審判所に申し立てる際の手数料導入
    - 11.3 不当解雇の最高裁定額の変更
    - 11.4 雇用権の侵害に対する罰金
    - 11.5 全国最低賃金を守らない場合の罰金引き上げ
    - 11.6 不法移民の雇用に対する罰金額の引き上げ
  12. 企業への免除・控除
    - 12.1 特定の企業に対する規制免除の継続・拡大
    - 12.2 第1種NICの減額措置の導入
- ### 第2部: 英国雇用法の見込まれる改正点
13. 賃金・報酬、その他のベネフィット
    - 13.1 全国最低賃金の引き上げ
  14. 雇用審判所と罰金
    - 14.1 平等賃金監査の導入
  15. 情報開示
    - 15.1 犯罪歴データ保護の規定変更
- ### 第3部: 進行中の法案・協議
16. 規制緩和法案
    - 16.1 雇用審判所の幅広い勧告権限の廃止
    - 16.2 イングランドの見習制度
  17. 小規模事業者・企業および雇用法案
    - 17.1 公益通報に関する年次報告書の導入
    - 17.2 裁定額未払いへの罰金導入
    - 17.3 雇用審判所での審理延期の回数制限

- 17.4 全国最低賃金を守らない場合の最高罰金額の変更
  - 17.5 ゼロアワー契約の独占条項廃止
- ### 18. その他の進行中の法案、議論、協議
- 18.1 共有育児休業・給付の導入
  - 18.2 差別基準へのカースト制度追加
  - 18.3 全国最低賃金に関する法令の統合

## 付録

- 付録I - 英国の新たな法令・法案の概観  
付録II - 略語一覧

レポート仕様: 日本語、45頁

価格: UK Flash 2015 €300ユーロ  
(£230英ポンド)

お申し込み方法: 下記の申し込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたはEメールにてご注文ください。

— お問い合わせ先 —

**Europe Japan Centre Ltd.**  
(ユーロジャパンセンター)

3.21 Canterbury Court  
Kennington Park  
1-3 Brixton Road  
LONDON SW9 6DE

Tel: +44 (0)20 7324 1823  
Fax: +44 (0)20 7250 0980  
Email: handbook@ejc.co.uk

## 申し込み用紙

ユーロジャパンセンター FAX番号:  
**44 (0)20 - 7250 - 0980**

在英日系企業のための英国雇用法最新レポート 2015  
( )部 申し込みます。

価格(1冊): €300ユーロ (£230 英ポンド)

★ 以下の項目をご記入ください。

Name: .....

Position/Dept: .....

Company: .....

Address: .....

Tel: ..... Fax: .....

Email: .....

Signature: .....

VAT Number: .....

★ 郵送方法(ご希望のものに☑をつけて下さい)

- Royal Mail Service 1st Class  
(送料無料:通常ドイツへは注文日の1週間後のお届け)
- UPS Service  
(送料が加算されます)

★ お支払い方法 (ご希望のものに☑をつけて下さい)

- 請求書送付 (Please send me an invoice)
- Cheque (Pound Sterlingのみ)
- Credit Card: Amex もしくは JCB (VISAは使用不可)

Card No

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Expiry date (mm / yy): ( / )

Card Holder Name: .....

Direct € euro payment to:

Royal Bank of Scotland,  
250 Bishopsgate, London EC2M 4AA  
Swift Code : ABNAGB2L  
IBAN : GB21ABNA40503040207250  
Account Name : Western Union Business  
Solutions (UK) Limited

\*Please quote reference "EJC 21086" and invoice number as account name is different

Direct £ sterling payment to:

Barclays Bank plc  
2 Churchill Place, Canary Wharf, London E14 5RB  
Sort Code : 20-00-00  
Swift Code : BARC GB22  
Account No. : 5071 2906 (sterling account)  
IBAN : GB07 BARC 2000 0050 7129 06  
Account Name : Europe Japan Centre Ltd

\*Please quote reference invoice number

\*請求書は申し込みを頂いた後でお送りいたします。お支払い後、速やかに領収書を発行いたします。